

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名 称 | 有限会社第一福祉マネジメント |
| 所 在 地 | 千葉県松戸市小金原4-29-9 |
| 評価実施期間 | 平成 24年 7月 13日～平成 25年 2月 28日 |

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

| | | | |
|---------------|---|-----|--------------|
| 名 称 (フリガナ) | マリヤ保育園 マリヤホイクエン | | |
| 所 在 地 | 〒276-0015 千葉県八千代市米本1359-4-39 | | |
| 交通手段 | 最寄駅 京成線：勝田台駅 最寄バス停 勝田台駅⇄米本団地終点 | | |
| 電 話 | 047-488-2471 | FAX | 047-488-8615 |
| ホームページ | http://www.ainosono.or.jp/mariya/ | | |
| 経 営 法 人 | 社会福祉法人 愛の園福祉会 | | |
| 開設年月日 | 1971年4月1日 | | |
| 併設しているサービス | | | |

(2) サービス内容

| | | | | | | | | | |
|--------|--|-----|-------|------|------|-----------|-------|--|--|
| 対象地域 | 千葉県八千代市 | | | | | | | | |
| 定 員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | | |
| | 40 | | | 50 | | | 90 | | |
| 敷地面積 | 2,188.50㎡ | | | 保育面積 | | 1,171.90㎡ | | | |
| 保育内容 | 0歳児保育 | | 障害児保育 | | 延長保育 | | 夜間保育 | | |
| | 休日保育 | | 病後児保育 | | 一時保育 | | 子育て支援 | | |
| 健康管理 | 内科検診(年2回) 歯科検診(年1回) 蟻虫検査(年2回) 尿検査(年1回) | | | | | | | | |
| 食事 | 全園児完全給食と副食のおやつ有。アレルギー食対応有。 | | | | | | | | |
| 利用時間 | 午前7時～午後7時 | | | | | | | | |
| 休 日 | 日曜・祭日 及び 年末年始(12/29～1/3) | | | | | | | | |
| 地域との交流 | 園庭開放(毎週金曜9時～11時30分) 老人会との交流・小中学校との交流 他 | | | | | | | | |
| 保護者会活動 | 保護者会(年11回)、バザー、交流会(年2回)、観劇会 | | | | | | | | |

(3) 職員（スタッフ）体制

11月1日現在

| 職 員 | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計 | 備 考 |
|-------|-------|---------|---------|-----|
| | | 18 | 12 | 30 |
| 専門職員数 | 保育士 | 看護師 | 栄養士 | |
| | 11 | 1 | 2 | |
| | 保健師 | 調理師 | その他専門職員 | |
| | | 1 | 2 | |
| | 主任保育士 | | | |
| | 1 | | | |
| | | | | |

(4) サービス利用のための情報

| | | | |
|-------------|--|------------------|--|
| 利用申込方法 | 保育園か八千代市役所子育て支援課のどちらかに申し込みをします。詳細については直接保育園に問い合わせ下さい。また、八千代市広報でもお知らせしています。 | | |
| 申請窓口開設時間 | 午前7時～午後7時00分(保育園) 午前9時～午後5時(八千代市役所子育て支援課) | | |
| 申請時注意事項 | 入園申込は入園希望月の前月15日までとなっています。尚4月入園については1月中になります。(八千代市広報に掲載されます。) | | |
| サービス決定までの時間 | 入所決定者には保育実施希望月の前月中旬頃に八千代市より通知があります | | |
| 入所相談 | 園生活に関することについては保育園か八千代市までお問い合わせください。 | | |
| 利用料金 | 八千代市保育料徴収基準額表により、世帯の所得税や市民税の課税額によって決められます。 | | |
| 食事料金 | 上記利用料金に含まれています | | |
| 苦情対応 | 窓口設置 | 有 | |
| | 第三者委員の設置 | 有(地区民生委員1名 監事1名) | |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>サービス方針 (理念・基本方針)</p> | <p>「花を植える者は1年先を、木を植える人は10年先を、人を育てるものは100年先を見る」と言われます。社会福祉法人愛の園福祉会の理事会はキリスト教精神に立脚し、近代日本100年の歴史を反省し、国家主義的教育に流されない人間教育の重要性を認識し、保育園運営においても、三愛精神を基本理念とすることにしました。特に、聖書において神の言葉と言われている『私の兄弟であるこれらの最も小さい者の一人にしたのは即ち私にしたのである』という言葉の「小さい者」を保育に欠ける乳幼児の中に見出し、乳幼児の健全な育成のために、その「発達権を保障する。環境権を保障する。教育権(保育を受ける権利)を保障する」ことが、神への応答の実践であると確信し、これを園設置・運営の基本理念としています。そして天・地・人、神・自然・人間、先祖・家族・私、という三つの基本的立脚点に立ち、これを尊び、愛し、その文化と生活経験を継承発展させながら</p> <p>(1)心の清い正直な人間(良心教育) (2)心の豊かな明るい人間(情操教育) (3)体の丈夫な強い人間(健康教育) (4)運動神経の発達した機敏な人間(安全教育) を保育の方針としています。</p> |
| <p>特 徴</p> | <p>保育所保育指針に基づいて、子どもの最善の利益を目指した保育の考えを踏襲しつつ、社会状況からその役割を果たして行くために、保育内容の充実、保育の質の向上を求め、各年齢毎の保育カリキュラムを作成し、実践しています。更に、3歳からのトータルカリキュラムによる音感教育や自然との関わりを持つために、花や野菜の栽培と食育活動や地域交流も活発に行われ、五感を刺激しつつ、子ども達の未知なる可能性を開花させるための保育を展開しています。</p> |
| <p>利用（希望）者 へのPR</p> | <p>① キリスト教精神に基づいた人間形成の基礎を育むために、遊具や教具を豊富にそろえるだけでなく、園内での毎日の礼拝を通して思いやりや感謝の心を育て、感性豊かな子どもを育てるための質の高い保育を展開しています。</p> <p>② 創立者を同じくする姉妹法人の幼稚園教育のノウハウを共有したカリキュラムで、保育園の域を超えた保育を展開しています。</p> <p>③ 食物アレルギーに対応した献立を作成しています。また、子ども達との食育活動が活発に行われ、人との関わり、自然との関わり、料理との関わり、食文化への出会い等を通して「生きる力」の基礎を培います。またレシピ紹介や試食会を通して、保護者への食に関する相談もお受けしています。</p> <p>④ 月1回の保健だよりでは、子どもと親の感染症の流行状況のお知らせ、感染予防、感染した場合の注意、予後の情報を知らせ、細やかな健康増進へのニュースを発信。また、一人ひとりの予防接種の接種状況を把握し、未接種の方への助言、子どもと親が健康に過ごせるための相談支援を行っています。</p> <p>⑤ 保育環境において食べる場所、遊ぶ場所、寝る場所は子どもが成長するために最も大切な環境と考え、ランチルーム、保育室、寝室を分けています。</p> <p>⑥ 保育見学は随時できます。さらに、ホームページで保育園の理念、方針やデイリープログラムの紹介も行っております。ブログ、フェイスブックを開設し、子どもの様子をお伝えするなど情報発信を行っています。</p> |

福祉サービス第三者評価総合コメント

| |
|---|
| 特に力を入れて取り組んでいること |
| キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚した理念と保育方針のもとに展開される、質の高い保育サービス |
| <p>乳幼児は人間形成の基礎を培う重要な時期と考え、神を愛し、自然を愛し、人間を尊ぶという三愛精神の基本理念のもと、保育の方針が掲げられている。そこから、保育指針に基づいた5領域にキリスト教保育を織り込み、きめ細やかな保育計画が作成されており、人との関わりにおいては、保育者も子どもも神によって命を与えられた同じ存在であることを理解し、神の恵みと愛の下で生かされ、共に育つことを喜びとする意識を持つことから出発して、保育が展開されている。また、子どもが、創造的に様々な事柄に係ることが出来る様、モンテッソーリ遊具教具などの物的環境を整えている。毎日のクラス礼拝、週1回の合同礼拝を持つことで保育者・子どもが神への感謝とその愛を感じられることを意識し、特に、保育者は保育にあたって子どもより優位な立場に立つことなく、継続的な自己反省(正しい行い)ができたか確認しながら、保育を通した人間形成を行うことを目指している。</p> |
| 防災マニュアルと災害の備え |
| <p>東日本大震災後、更に防災の見直しが図られた。大規模災害に備え、災害発生直後の対応・帰宅困難者の把握・災害後の保育及び給食メニューの内容等までの防災マニュアルを作成して、若い職員でもすぐに対応が出来る様に周知徹底を行い、大規模災害への職員の意識向上を図っている。また、保護者、非常勤職員、常勤職員へ免許証大の『緊急防災カード』の配布を行い、携帯してもらうことで、緊急時の連絡方法や避難時対応について迷わずに行動できるようにしている。帰宅困難が予想される保護者や職員、災害時に保護者に代わってお迎えにくる送迎者の登録も改めて行った。さらに、災害時のブログでの情報配信を行うこととし、保護者への周知を図っている。</p> |
| 地域交流 |
| <p>地域に根ざして地域全体でお互いに育ちあうことを大切にしており、地域交流としては、子育て支援を目的として近隣の公園での出前保育や一時預り保育で地域の子育て支援に関わり、また小学校との交流及び地域老人会との交流で伝承遊びをお年寄りと触れ合いながら教わるなどしている。特に、一人暮らしの多い団地の中にある保育園なので、自治会やボランティアと協力をして、一人暮らしの方へ子ども達の作成した絵手紙を月1回ボランティアの方に配達していただく事による安否確認のお手伝いもしている。そうしたつながりの中からキリスト教保育の行事である『花の日』には子ども達がお花を届けて喜んでもらうなどの取り組みも行っている。</p> |
| 食への関心を高める食育活動 |
| <p>栄養士と保育士とで細やかな年間食育計画を策定して実施している。100坪を越える自園の畑での野菜栽培と収穫を通して、農家の人たちの苦労を知り、自然の恵みを下さる神への感謝を持って取り組みを行っている。3歳以上児の活動として、収穫の喜びをみんなで共有し、野菜を運び、その食材を使って作られる給食を楽しみにし、食材への興味が更に湧くような指導をしている。また夏野菜は収穫すると、各家庭に持ち帰り、親子でもクッキングを楽しめるようにしている。3歳未満児についても野菜に触れ、葉っぱをちぎったり、香りを楽しんだり、遊びを取り入れたクイズをして、食への関わりを持っている。毎月2回の食育や、保護者参加の食育を通し、知識も感謝もいっぱいになって、卒園する頃には、自分達が料理したいものへの挑戦も行われている。特にうどん作りやナン作りは子ども達に大好評である。保護者のアンケート調査結果でも食育に関する取り組みは大変高い評価を得ている。</p> |
| 園内環境と衛生管理への配慮 |

園では保育にあたって、食べる・遊ぶ・寝るときには、それぞれ違う部屋が用意されている。また、きれいで快適な環境の中で過ごすことによって、その中に身を置くことが日常的になるように衛生管理には非常に力を入れており、室内の整理整頓と毎日の清掃は、クラスごとに行い、毎週1回は全職員で大清掃をして、毎日できない窓拭き、ワックスがけ、網戸洗い、物置内の清掃などを定期的に行っている。園内にはお花を飾ることを絶やさない環境も心掛けられている。室内及び砂場や遊具の消毒も看護師が作った消毒薬で定期的に行っているほか、手洗いは全て薬用石鹸が使用されている。感染症対策としてマニュアルが作成されており、職員は、季節的な感染症等について看護師による勉強会を毎月1回継続して行っている。保護者にも保健だよりで、様々な情報提供を行なっている。

保育の情報発信

開かれた保育園をめざし、ホームページ、ブログ、フェイスブックを開設し、園からの詳細な情報提供を行っている。ブログのアクセス数も3月26日現在で133536件を超えて、保育の毎日の更新は保護者の方々にも大変喜ばれている。またホームページ等での保育園の理念や保育方針、施設紹介の情報発信を見て、入園を決定されたという方・遠方からの入園希望者も珍しくなく、今後はフェイスブックの利用を増やし、利用者からの要望を保育に反映させる努力をしていきたいと考えている。

さらに取り組みが望まれるところ

人材育成(キャリアパスの作成)

保育士の質向上については、高度な専門性と指導性確立のために、理事長を中心に普段から話し合いがなされている。現在は様々な研修に参加することによって、意欲を持って、能力の向上を図っているが、勤続年数が増えるに従って、子育て中の保育士や家庭を持つ主婦でもある保育士が増えているのも現実である。今後予想される多様な勤務形態を踏まえて、保育士の資質向上と一人ひとりの意向と適性を活かした保育士のキャリアパスの策定に取り組んでいける様に検討中である。

キリスト教保育に対する職員間の共通理解

日々の保育を行うにあたり、最も大切な理念、保育方針については折に触れ、様々な形で職員・子ども達に伝えるように努めており、毎日の礼拝や週1回の合同礼拝のほか、聖話や聖書の勉強会の機会を通し、キリスト教保育への理解浸透が図られている。今後も、理念・保育方針を継承した保育の継続と向上へと繋がる様に、特に経験年数の浅い職員に対してはより一層の理解浸透を図るべく勉強会や伝え方(話し方)の習得の機会を設ける事が検討されている。

時間外保育の質向上

ゆったりと安心して過ごせるように配慮した部屋で子どもの生活のリズムと情緒の安定を考慮した時間外保育が行われている。しかし、延長時は、1日の終わりの時間であり、子どもの疲労も蓄積され、注意力散漫になりやすい時間帯でもあり、保育の連続性が途切れやすいことが課題になっている。対応として、クラス担任と担当常勤職員・非常勤職員が連絡ノートを使用し連携を取りながら、遊びのねらい等もズレの無いように配慮しながら保育を行っているが、今後、各年齢に応じた遊び込みができるような環境設定を行って、更に充実した時間外保育が行えるような対応を検討している。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

保育の基本理念、保育方針に沿った質の高い保育を、これまで同様に維持しつつ、職員が十分な力を養い、成長していくための、キャリアパスと研修体系の作成に力を注いでいきます。さらに、利用者や職員アンケートの結果から、改善の認められるものについても今後の課題として100%の改善を目標として参ります。また、今回は2回目の第三者評価ですが1回目の受審時の改善を要する事項については改善されたことを、今回感じることができました。2回目の受審での更なる取り組みが望まれる箇所もしっかりと対応を検討して、より良い保育の提供が出来るように努めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 標準項目 | | |
|-----|------------------|------------------|--------------------------|---|-------|---|
| | | | | ■実施数 | □未実施数 | |
| I | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針 | 理念・基本方針の確立 | 1 理念や基本方針が明文化されている。 | 3 | 0 |
| | | | 理念・基本方針の周知 | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | 3 | 0 |
| | | | | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 3 | 0 |
| | | 2 計画の策定 | 事業計画と重要課題の明確化 | 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | 4 | 0 |
| | | | 計画の適正な策定 | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | 3 | 0 |
| | | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | 5 | 0 |
| | | 4 人材の確保・養成 | 人事管理体制の整備 | 7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | 3 | 0 |
| | | | | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | 4 | 0 |
| | | | 職員の就業への配慮 | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5 | 0 |
| | | | 職員の質の向上への体制整備 | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | 5 | 0 |
| II | 適切な福祉サービスの実施 | 1 利用者本位の保育 | 利用者尊重の明示 | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | 4 | 0 |
| | | | | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | 4 | 0 |
| | | | 利用者満足の向上 | 13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | 4 | 0 |
| | | | 利用者意見の表明 | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | 4 | 0 |
| | | 2 保育の質の確保 | 保育の質の向上への取り組み | 15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。 | 3 | 0 |
| | | | 提供する保育の標準化 | 16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 4 | 0 |
| | | 3 保育の開始・継続 | 保育の適切な開始 | 17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | 2 | 0 |
| | | | | 18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。 | 4 | 0 |
| | | 4 子どもの発達支援 | 保育の計画及び評価 | 19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | 3 | 0 |
| | | | | 20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | 5 | 0 |
| | | | | 21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | 5 | 0 |
| | | | | 22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。 | 4 | 0 |
| | | | | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | 5 | 0 |
| | | | | 24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。 | 6 | 0 |
| | | | | 25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | 3 | 0 |
| | | | | 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | 3 | 0 |
| | | | 子どもの健康支援 | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | 3 | 0 |
| | | | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | 3 | 0 | |
| | | 食育の推進 | 29 食育の推進に努めている。 | 5 | 0 | |

| | | | | | | |
|---|------|---------|----|--------------------------------|-----|---|
| 5 | 安全管理 | 環境と衛生 | 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | 3 | 0 |
| | | 事故対策 | 31 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | 4 | 0 |
| | | 災害対策 | 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5 | 0 |
| 6 | 地域 | 地域子育て支援 | 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | 5 | 0 |
| 計 | | | | | 129 | 0 |

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

| | 評価項目 | 標準項目 |
|--|---|---|
| 1 | 理念や基本方針が明文化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりやパンフレット及びホームページには、理念・方針及び福祉サービスの内容を記載しており、基本方針として、種々の理由により夫婦共に働くことを求められている家庭や集団生活の中で育てたいという希望を持つ親に代わって、市の指導や保護者の協力を得て児童の為に良い環境を整え、児童が心身ともに健やかに育つように、その福祉の権利を確保し、幸福を増大することを目的として、聖書の教えに立脚した保育を行っている。また、入園のしおりの中では保育育児の第一義的な責任者は児童の両親または保護者であるとし、家庭での躾や育て方の重要性を訴え、保育園は親と共に各家庭の延長線上に立って家庭との連携の中で保育を展開し発展させていくと位置付けている。</p> | | |
| 2 | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>1年の初めの新年度研修では全職員が理念や基本方針について、理事長からの話を聞くことからスタートし、保育に対する基本理念や方針に思いを結集して、保育の実践を行っている。また、園行事などの折に触れて、理事長から理念や方針が伝えられ、職員への周知徹底が図られている。行事の反省会の中でもキリスト教的な見方からの指導があり、反省と共に理解への取り組みが行われている。以前から事務所の中には理念・方針が掲示されていたが、新しい取り組みとして、週1回は朝礼司会者が理念を読み上げており、このことで更なる浸透と共有化を図っている。</p> | | |
| 3 | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会では「入園のしおり」を使って、初めに理念と方針について説明し、利用者・保護者への周知を図っている。入園後もホームページや園だより・行事だよりなどで、各行事と園の理念・方針の結びつきを利用者へ知らせ、懇談会を設けて園の保育の方針や子供の成長を伝え、園と保護者が連携して共に愛情をもって保育をする環境を整えている。また、キリスト教保育の関連から、クリスマスを中心に行事として捉え、保護者も共に祝える内容としている。</p> | | |
| 4 | 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>新年度研修の中で理事長より将来を見据えた中長期計画が発表され、法人として、今年度は姉妹園の園舎改築と新設保育園の開設が進められている。当園においては、周辺の団地住民の高齢化が進み、園児減少の傾向にあり、団地を運営する都市再生機構の今後について、また社会の動向について、市や民間保育協議会主催の園長会にて情報収集に努め、地域のニーズの把握をし、保育園の今後の方向性を決めるように事業計画の中で検討されている。現状を踏まえつつ、今出来る事を明確にして、地域への貢献ができるよう努力している。</p> | | |
| 5 | 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>月1回、理事長・園長が毎月の課題を持ち寄り、協議をし、重要な課題へ取り組んでいる。今後は、本部組織の体制づくりや組織力の強化を目指しており、事業計画の実施状況の把握や評価によっては、理事会への報告が行われて、本部との情報共有が図られている。また、各計画については全体職員会で話し合い計画を策定し、その状況や意見を園長が理事長と理事会に報告している。事業の計画は年度途中であっても評価が行われ、進捗状況は園長より職員に周知されている。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>職員会議は頻繁に行い、理念・方針の実践について、課題を話し合っている。園内研修・外部研修については、園長が経験や課題に応じて人選をし、リーダーからの希望も受け入れて参加を決定している。研修での学びについては会議での報告とレポートの回覧をし、職員の共通理解を図っており、事務所内でいつでも職員が記録を閲覧できるようにしているほか、毎年、全員の研修のまとめをレポート集として作成して、全職員に配布している。人間関係については、園長・主任との話し合いの場を密にし、観察や助言をし、必要に応じて個人面談をして、解決にあたり、人事考課は主任・園長が一次・二次考課を行い、理事長が最終評価をし、公平な評価に努めている。</p> | | |
| 7 | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>職員が守るべき倫理については、毎年、年度初めに、園長が全職員に就業規則に沿って説明する機会を持っている。会議の場でも業務に関連した事例に基づいた説明をすることによって、サービス意識の向上を図っている。また、法人作成の「五つの自戒」と全国社会福祉協議会の倫理綱領を事務所に掲示しており、週1回、朝礼時に、司会者が読み上げている。プライバシー保護に関しては個人情報保護規定を設けて全職員に周知しているほか、職員の対応に問題があると感じた時は、速やかに機会を設けて説明・指導をしている。</p> | | |
| 8 | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>職員の業務上の役割については職員職務分担表を作成し、明確にしている。人材育成については、保育士のキャリアパスと研修体系を策定中であり、保育士の資質向上と長期勤務が可能となるような将来の姿を明確に示すよう努めている。その土台となる信頼関係の構築が大切と考えており、園長は現場との関わりを多く持ち、職員の課題を発見し、命令調にならぬようにアドバイスをしている。また、年2回の賞与支給時期に合わせて人事考課を行っており、人事考課にあたっては、職員が法人作成の評価表に基づいて自己評価を行い、主任の意見を参考として園長が総合的に人事考課する。さらに最終考課を理事長が実施して、賞与給付率及び定期昇給幅に反映している。評価については、園長からフィードバックして、改めて課題と目標を明確に示している。</p> | | |
| 9 | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の取得率は、サービス整理の際に消化率の確認を行い、次月の有休・週休等の希望について申し出るように、取得を励行している。育児休暇については、該当職員へ規定に基づいた説明を行い、昨年は2名が育休を取得した。福利厚生の面では、法人の表彰規定に基づいて年1回の奨励賞の場を設け、職員のやる気を盛り上げている。また、慶弔見舞金規定に基づいて、一昨年の東日本大震災等でも職員の家族へのお見舞い等も行われている。</p> | | |
| 10 | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>中長期の人材育成計画については、保育士の資質向上と長期勤務が可能となるような将来の姿を明確に示すよう努めている。また、年間研修計画を立案して、経験年数に応じた課題を明記している。研修の参加人選は園長が行っているが、リーダー格職員で、研修目的が明確なものは職員の申し出によっても検討し、参加できるようにする等、意欲を持って取り組めるよう配慮している。さらに、今後に向けて職員一人ひとりの適性に合わせた人材育成をするために、キャリアパスと研修体系を策定中である。</p> | | |

| | | |
|--|--|--|
| 11 | 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりの中にも児童憲章の一部を記載しているが、園の方針として、キリスト教の教えである「一人ひとりを愛し、守り育てること」は、自分達の使命であることを会議の中でも折に触れて確認している。また、虐待等のチェックについては、担任と看護師が登園時も視診・触診を強化し、特に午睡時の衣服着脱の際にも必ず看護師も関わり、視診を行って、通常と違う小さな変化でも、主任・園長への報告がなされ、場合によっては長期にわたって記録をとっている。虐待被害にあった疑いのある子どもがいる場合には、子育て相談センター、保健センター、児童相談所、市の保育課等の関係機関とも連携を図り、必要に応じて関係者会議を持っている。</p> | | |
| 12 | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護規程に基づいて、収集・保管・管理についての重要性和個人情報の取り扱いに対する注意事項・守秘義務等を定めている。個人情報保護についてはホームページ及び年度初めの園だよりに毎年掲載しているほか、保護者に対しては入園児の説明会で利用目的を周知しており、ホームページへの子どもの写真の掲載は、全て保護者の了解を得ている。また、日々のブログの記事・フェイスブックページへの掲載写真については個人が特定できないサイズ、撮り方をしている。職員へは、基本方針を園内に掲示して周知徹底を図り、同様にボランティア、実習生についても、オリエンテーション時に説明を行っている。今後は法人として、個人情報保護に関する同意書の作成を検討している。</p> | | |
| 13 | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>利用者の意見や要望の把握に努め、月一度の保護者役員会の開催時には必ずその確認を行っている。また、毎月の誕生参観には該当の保護者が集まり、懇談会を行い、相談を受けた事が記録されており、相談内容は園長に報告され、速やかな対応が行われている。また、保護者のお迎え時には、必ず「お帰りなさい」「今日は～でしたよ」と一声かけることを心掛けて、日常的なコミュニケーションをとり、必要な時はいつでも自由に相談して下さいとの呼びかけや、必要と思われる方への誘い等、個人的な対応をして、気軽に相談できる環境作りをしている。さらに、数年に一度、福祉サービス第三者評価を実施している。</p> | | |
| 14 | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある | <ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保護者や近隣からの苦情に備え、苦情解決に関する規定を定めており、苦情受付担当者(主任)苦情解決責任者(園長)及び第三者委員(地域民生委員、法人監事)を設置している。これに基づいて過去1件の苦情処理を行い、記録を保管している。保護者に対しては、保護者会で説明するほか、保護者会だよりにも掲載し、了解を得ている。仕組みについては園だよりで周知するとともに、園内にも連絡先等を明記した掲示を行っている。制度を利用した苦情・要望には、その結果についても園だよりで公表することとしている。</p> | | |
| 15 | 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>毎週、園長・主任参加の乳児会議、幼児会議を行い、保育の取り組み方を振り返り・反省の機会を持ち、改善に向けて努力している。それをもとに次週の保育の取り組みを考え、計画を立て実行し、PDCAサイクルを実施している。また、保護者や地域に対する社会的責任として第三者評価を実施し、ホームページにて結果を公表している。</p> | | |
| 16 | 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>創設者の作成した研修テキストには、保育実践のための手引きがまとめられていて、全クラスに配布されている。さらに、前回の第三者評価の結果を受け、必要と思われるマニュアル等は名誉園長・園長・主任等で見直しをしたり新たに作成して、乳児・幼児の日常の保育の中で使用されている。今年度は防災についてのマニュアルに付け加えをして内容を深めたほか、保育に関する書式は、毎年度見直しを行い、職員で話し合い、改善を行っている。</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| 17 | 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせや見学について、随時受け付けていることを、園ホームページや地域交流のお知らせで告知しており、見学の案内では園長・主任がパンフレットを用いて説明をするほか、質問や相談に応じており、保護者の事情に合わせて、入所できるまでの間の一時預り保育の案内や、その他のサービスを実施している施設の紹介をするなどの情報提供をしている。また、外国人保護者に対しても、同じ国籍の卒園児や在園児の保護者の協力を得て対応している。</p> | | |
| 18 | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育の開始にあたり、園独自の入園のしおりを用いて、理念に基づく保育方針や保育内容・ルール等の説明をして同意を得ている。入園説明会は4月の多人数の時は合同説明会を行うが、年度途中の利用者には都合に合わせて個別の説明会も行うように配慮している。説明会では、園長・主任が園の概要から具体的な保育内容まで分担して説明を行っている。保護者の保育に対する意向の確認は、家庭状況調査票を手渡し、基本情報や既往歴、健康状況及び園への希望等を記入してもらい、情報収集すると同時に食事調査票・児童票と合わせて記録・保管している。</p> | | |
| 19 | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育課程は理念や保育方針であるキリスト教保育を柱にした内容を盛り込んだねらいと、各年齢の発達過程に即しためやす・保育指針に基づいた教育に関わる5領域が組み込まれ作成されている。子どもの発達と保護者支援は1つであると考え、保護者支援についても保育課程の中に組み込んでいる。作成にあたっては、年度末に職員で見直しを行い、次年度に向けてその反省を活かした計画が、園長・主任・リーダーによって策定されている。</p> | | |
| 20 | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づいた長期的・短期的な指導計画が作成され、その為の計画や振り返りの会議も多く持たれている。それらを会議録として記録化し、会議に参加しなかった職員がいる場合も会議録で確認できるようにしている。3歳未満児については個別の年間指導計画を作成し、年齢毎の発達に沿ってかつ連続性を持って子どもの実態に即したねらいや内容となっている。それを基に月案・週案・日案がクラスリーダーのもと計画がされ、保育の実践が行われている。ねらいを達成するための適切な環境となるように、園内の環境を整備すると共に、戸外での活動も活発に行われている。特に園前の広い遊歩道や団地内の12か所の児童公園を活用し、毎回職員の安全確認の下、季節の変化を楽しみ、子ども達の感性を豊かに育むことができるような保育を行っている。</p> | | |
| 21 | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>室内の遊びに関して、園児の発達段階に即した玩具、遊具をはじめ、モンテッソーリ教具や楽器が豊富に取り揃えられていて、子どもの成長発達を促している。広い園庭では、固定遊具の他に三輪車、トロッコ、スクーター、縄跳び、竹馬、ボール等を用意し、子ども自らが遊具を取り出して自由に好きな遊びができるように工夫している。また、保育時間以外は砂場をブルーシートで覆い、衛生に努め、職員による砂の掘り起こしや消毒も、毎週1回行い、濡れていてすべりやすい遊具は雑巾で拭く等、安全に遊べるための配慮をしている。乳児が手に持って握ったり、なめたりする玩具は毎日、日光や煮沸による消毒をして衛生に努めている。遊びはデイリープログラムに沿って集団遊びと自由活動の時間を設けており、子ども一人ひとりが自発的に心ゆくまで遊べる時間が確保されている。</p> | | |

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 22 | 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園の立地する団地内中央は広い遊歩道となっていて、四季折々の草木や花を観察できる環境にあり、その環境を生かして自然や地域社会と関わる機会を、年間を通して多く持っている。また、少し出かけると、牧場で出産後の仔牛が見られたり、小学校のウサギを観察したり、動物に接する事ができる環境にある。保育園の100坪以上の畑では、一年中様々な野菜を育て、収穫して食育の一環としての調理などにも活用していたが、今年度は、放射線量の問題から、花壇として利用しているいろいろな花を咲かせて楽しんでいる。散歩途中で地域の方々と触れ合い、また、病欠のお友だちのお見舞いなどに出かけるなど人との交流にも計画的に取り組んでいて、近隣の方が川魚等の小動物や昆虫を度々届けてくれることもあり、飼育し観察するなど子どもの興味を喚起する活動も行っている。</p> | | |
| 23 | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>毎月、クラスにキリスト教保育の本を購入・配本し、特に子どもを見守る、寄り添う保育について学び、子ども一人ひとりの思いを受容することを大事にしている。子どもに対しても聖話や紙芝居を通して他人を思いやる心が育つ指導をしており、けんかやトラブルが発生した場合でも、危険のないように十分な注意をしながら、見守り、年齢に合った解決が出来る様に必要に応じた援助をしている。職員終礼では、その日起こった問題点やトラブル等について報告があり、全職員が子どもの状況を把握・共有し、援助が出来る体制を作っている。また、子どもの異年齢交流はランチルームでの合同の食事・ホールでの合同のお昼寝・3～5歳児の時間外保育があり、配膳・お布団敷きなどの当番活動で、大きい子が小さい子をいたわり・面倒を見たりするなどごく自然な形で交流が図れている。</p> | | |
| 24 | 特別な配慮を必要とする子どもの保育 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>障害児は在園していないが、多少配慮を必要とする子どもについては、市の臨床心理士の指導を得て取り組み、担任職員・フリーの職員・主任を中心によく関わるようにし、成長等も児童表に記録している。さらに、担任を含め、携わる職員は配慮を必要とする子どもに関する話し合いや研修に参加して共通理解を持って対応をしている。そういった子どもを持つ保護者に対しては、気持ちを大切に考えたいために、特に行事の後などを利用して、話しやすい雰囲気の中で話し合う等の十分な配慮を持ち、園での日常生活状況等の提供や専門機関への紹介をしている。</p> | | |
| 25 | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>長時間保育を受ける子どもの生活のリズムと情緒の安定を考慮し、ゆったりと安心して過ごせるように配慮した部屋を使用している。また、疲れた子どもは保育室を離れ、ベッドで休息がとれるように別の部屋と人員を配置している。延長保育の時間は、安全と生活環境に最も注意すべき時間帯であることを認識しており、正規保育士が保育の指導に当たり、補助となる担当職員の研修も年2回、会議は年3回行っている。延長保育時の過ごし方は、年間計画に基づいた適切な動と静の遊びを取り入れている。また、保護者への連絡等の引継ぎは書面で行って漏れの無いようにしている。</p> | | |
| 26 | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子供の成長発達については日常的な日誌交換をし、特に0歳児については記録としても(複写)保護者に渡している。また、参観、面談、懇談会や試食会は、毎月行われる誕生参観の中で設けているほか、希望者には随時、参観や面談の機会を設けている。昼食会は担任が保護者と共に試食会を兼ねて行われ、必要に応じて、園長、主任も参加し和やかな意見交換の出来る場となっている。沢山の保護者が、参加してくれるように呼びかけ、参加者数は年度末に園だよりで報告しており、内容も記録を取り、多くの意見が聞けたことを伝えている。小学校との連携では教諭や校長の行事出席や、2月に年長児が小学校との交流を持つなどを行い、同時に引継ぎ事項の確認もなされている。心配な子どもについては再度の話し合いを持つ等、交流や引継ぎの必要性を十分に理解して対応している。あわせて、保育所児童保育要領の提出については園だよりで連絡し、保護者の了解のもと、小学校へ直接届けている。</p> | | |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| 27 | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、計画に沿って取り組んでいる。嘱託医による年2回の健康診断・年1回の歯科検診・年3回の蟻虫検査・年1回の尿検査等を行い、その結果は健康カードに記入しており、保護者にも学期ごとに配布している。健康に関する保護者との確認事項もあり、予防接種が未接種の子どもの保護者に手紙を出すなどして保護者の協力の元、個々に記録を行っている。日常では、毎朝、全園児の体温チェックや看護師による視診、触診を行い、記録を取っている。また、午睡時の突然死予防のため、午睡中のチェックノートを記録し、午睡前後の着脱の際にもアザの有無・湿疹などの皮膚のチェックを行っている。心身の状態の観察の結果、不適切な養育の兆候や、虐待の疑いがある時はすぐに園長に報告がなされ、記録しながら継続観察を行い、必要があると判断した場合、子ども相談センター等の専門機関へ連絡をしている。</p> | | |
| 28 | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>体調不良や怪我の発生時は担任、看護師が対応し、医務室で安静にし、様子を見てから、状態に応じて主任、園長に報告し、保護者に連絡する体制を整えている。また状態によっては嘱託医に相談をしている。さらに子どもの状況によっては医師の診断が必要なことも考慮して、病院連絡先一覧表を作成して適切な処置が出来る様になっている。季節により、その時期の発症が心配される感染症等については、毎月の保健だよりで保護者に周知され、潜伏期間等の健康観察については園と保護者が共通の理解を持って健康管理にあたっている。感染症が発生したという情報がある時は、すぐに職員の勉強会を行い、予防に全力を注ぐようにしており、状況に応じて市町村や保健所に連絡をし、その指示に従うようにしている。また、感染症発症時は即ちブログで一斉発信し、保護者への連絡を行い、予防効果を上げている。投薬については市共通の「与薬指示書」で医師の指示によるものを1回分のみ預かり、投薬も看護師が確認しながら行っている。医薬品の管理も定期的な点検の下、購入・廃棄等の在庫管理を行っており、非常時に備えた医薬品セットバックも常備し、点検が定期的に行われてすぐに持ち出せる状態になっている。</p> | | |
| 29 | 食育の推進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園長・主任・栄養士の考えをまとめて年間食育計画表を作成し、毎月1回食育会議を持ち、保育の中に位置付けており、評価改善を毎月行い、月2回の食育活動は子ども達の食への関心を大いに高めている。餃子パーティ・ホットケーキづくり・野菜を生で食べてみる体験等で栄養士と連携したクッキング活動がごく自然に行われている。また、栄養士が普段の食事の様子を見て、園児に言葉掛けをして観察し、保育士との連携を図るなど、職員が一体となった取り組みを行っている。体調不良や、アレルギー児に対する安全な食の提供については「健康状況一覧表」を作成し、会議を通して全職員が適切な対応が取れるように周知している。アレルギー食の進め方は病院の検査結果に応じて、保護者との話し合いの下に提供している。また、誤食防止の為、お皿に目印をつけ、お互いの声掛けを重視している。ひな祭りの時など、テーブルにクロスを掛け、お花を飾って落ち着いた楽しい食事を演出する工夫もしている。</p> | | |
| 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>施設は、団地内のゆったりとした敷地にあるため換気・採光・音等の環境は良い状態であるが、担任が常に確認して、温度・湿度は季節に合わせて設定している。また、園長・主任・看護師も定期的に巡視して、朝終礼時や会議で確認も度々行い、環境の保全を行っている。業者による害虫駆除を年に数回実施するほか、園内の設備や遊具も、毎日、保育士が午睡中に交代で消毒液を使用して消毒して、常に園内の清潔・整理整頓が守られるようにしている。手洗いの方法も指導しており、外から戻ったときは必ず手洗いを行い、石鹸も全て薬用石鹸を使用している。</p> | | |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| 31 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応マニュアルを整備して、会議等で徹底している。事故が起こったら、その日のうちに担当保育士・主任で原因についての分析を行い、園長報告をし、翌日には全職員へ伝え、注意を促している。また、遊具の安全点検は担当制で毎日行い、事故発生予防に努めており、点検簿の記入を義務づけ安全確認の漏れを防いでいる。さらに園内に危険箇所のマップを掲示し周知しているほか、公園に出掛ける時は下見を行って安全確認をしている。不審者対策についても侵入の心配のある個所の確認を行い、対応の訓練を避難訓練等に盛り込んで行っている。</p> | | |
| 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>地震・火災については避難訓練簿を整備し、職員の役割分担について明記・周知している。役割分担にもとづいた月1回の避難訓練の他に、年2回の消防訓練を行い、市の消防署員による指導を受け、消火器等の使い方を知ることができるように努めている。地震対策として、園舎内の家具・什器をビスで固定をして倒壊による怪我のないようにしている。また、大規模災害に備え、災害発生直後の対応・帰宅困難者の把握・災害後の保育及び給食メニューの内容等までの防災マニュアルを作成し、周知徹底を図っている。保護者・職員には免許証サイズの防災カードを配布し、緊急時の連絡方法や緊急時の対応を示し、さらに緊急時送迎者カードを作成して、一覧表をもとに全ての子どもの安全確保や保護への引き渡しがきる体制を整えている。</p> | | |
| 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保健センターや民生委員との連絡・情報交換の機会を設け、地域の子育てニーズの把握に努めている。地域への子育て支援として、毎週金曜日に園庭開放をしており、利用者の相談・悩み事には担当保育士や主任・看護師・栄養士がいつでも対応できるように配慮している。また、ニーズに対応して一時預り保育を行い、パンフレットを市役所や保健センター窓口にも置いて利用を呼び掛けている。園庭開放や一時預かりの利用者には、不測の事態に備えて、保険加入をしながら利用してもらっている。地域交流では、夏の夕涼み会での近隣の方々との交流、運動会では小学生・卒園児のプログラムへの参加、発表会では老人会の踊りの参加・伝承遊びでの交流など沢山の場が持たれているほか、ほぼ毎日のように出かける散歩での出会いで、「こんにちは」「さようなら」等、必ず一声を掛け、親しみを持って地域の人と接するようにしている。</p> | | |